

会 議 録

会議の名称	令和6年度 第3回登米市地域公共交通会議
開催日時	令和7年1月24日（金）午後1時30分～午後2時30分
開催場所	迫公民館 2階 大会議室
議長の氏名	徳永 幸之
出席委員の氏名	1. 徳永 幸之 委員 2. 関澤 京子 委員 3. 大友 哲 委員 4. 高山 進一 委員 5. 高橋 浩昭 委員 6. 金澤 慧太 委員 7. 佐藤 靖 委員 8. 加賀谷 亮 委員 9. 鈴木 香 委員 11. 菊田 秀人 委員（代理（株）ミヤコーバス佐沼営業所長 橘 正二） 12. 佐々木 優 委員 13. 佐藤 博和 委員 16. 武田 勝博 委員 17. 池田 秀明 委員 19. 菅原 正広 委員 20. 佐々木 昭彦 委員 21. 鈴木 清美 委員
欠席委員の氏名	10. 皆川 栄幸 委員 15. 穴戸 敬吾 委員 18. 佐藤 健一 委員 22. 猪股 勝徳 委員 14. 宮城県交通運輸産業労働組合協議会については選定中
事務局職員氏名	千葉 克巳 （市民協働課長） 相澤 智美 （市民協働課地域交通・交流係主査） 齋藤 晴香 （市民協働課地域交通・交流係主事）
議題	報告（1）道路工事に伴う市民バス運行経路の変更について （2）地域公共交通調査等事業にかかる事業評価について 協議（1）市民バス運行時刻等の改正について （2）令和7年度登米市デマンド型乗合タクシー運行事業の運行内容について （3）登米市地域公共交通計画について
会議結果	協議（1）～（3）について承認
会議資料	別紙のとおり
発言者	議題・発言・結果
	1 開会 2 会長挨拶

事務局	設置要綱第6条及び第5条第3項の規定により、副会長が議長となり議事を進行することを説明
議長	3 報告 それでは、(1)の道路工事に伴う市民バス運行経路の変更について、事務局から説明をお願いする。
事務局	(資料に基づき説明)
議長	質疑やご意見はあるか。
議長	1番から4番までは、途中にバス停はないということか。
事務局	そのとおりである。
議長	5番だが、新道ができて旧道が生きている状況において、信号は付かないのか。
事務局	付かないと聞いている。
議長	信号のないところで右折で旧道に入り、また右折で出るような運行になるのか。
事務局	そうなる。元のルートはなだらかに右折するような形だが、接続工事をしたときに直角に近い形になるという話であり、バスの出入りに支障がある可能性がある。出来上がった道路形状を見た上で判断が必要になるかと思う。
議長	そういった右折しづらいところだと、運行上も遅延が発生する可能性もあるので、そのあたりの状況も見ながら検討してほしい。 こちらについては報告を受けたということで、次に(2)地域公共交通調査事業にかかる事業評価について、事務局から説明をお願いする。
事務局	(資料に基づき説明)
議長	質疑やご意見はあるか。
委員	参考までに、何段階評価か。

事務局	持ち合わせていないが、A～Cまでではなかったかと思う。
議長	③についてだが、計画に向けた方針というところで、計画を策定したあと、こういうことに取り組むというニュアンスで書かれていないか。
事務局	後段の部分について、ご指摘のとおり事業実施に向けた方針のような表現になってしまっているので、文言の整理をさせていただく。
議長	その他よろしいか。中身については、後半の審議の中でご説明いただくということで、審議事項に入らせていただく。
	4 協議
議長	協議事項(1) 市民バス運行時刻等の改正について、事務局より説明をお願いします。
事務局	(資料に基づき説明)
議長	質疑やご意見はあるか。
議長	先ほどの運賃協議部会の中で、来年運行される事業者さんからお話を伺ったところ、この登録施設以外での乗降の要望もあるようだ。そういった状況をしっかり運営主体にあげていただき、必要に応じて登録施設の追加などの見直しは常に行う必要があるので、よろしく願います。
委員	各運営主体とタクシー会社との契約について入札なのか、見積もり合わせなのか、把握していれば教えていただきたい。
事務局	4 地区で見積もり合わせ、1 地区でプロポーザル方式を取っている。
委員	運営主体の方でやっているのか。
事務局	そうである。市は一切入っていない。
議長	もう1点、乗合タクシーという呼び方だが、一般のタクシーと同じではないかと住民に受け取られているのではないかという話もあり、場合によっては呼び方を変えということも今後検討しなければいけないかもしれない。デマンド交通というような呼び方をしているところもある。

議長	その他ご意見あるか。 (質疑・意見なし)
議長	それでは、こちらも承認いただいたということで、次に(3)登米市地域公共交通計画について、事務局より説明をお願いします。 ※日本工営都市空間横木氏、菅野氏入室
事務局	(資料に基づき説明) 質疑やご意見はあるか。
議長	この施策の方向性というところが、具体的にどうするのがまだないというところであるが、ここからさらに踏み込んでの取組み、施策の概要が84ページのところに書き込まれていくということか。
事務局	そのとおりである。次回以降お示しする。
議長	住民バスについては施策の方向性の2番目、地域内交通の再編にかかってくると思うが、現実的にスクールバスの空き時間利用ということなので、なかなか思うように使えてない実態があると思う。そのあたり、教育委員会との調整が進んでいるとか、今後の学校の再編等と併せての検討状況はどうなっているか。
事務局	教育委員会と実際に具体的な協議はまだしていない状況であるが、逐次利用実績は把握しており、我々としてもこのままの状況ではいけないと感じている。例えば1便あたりや1日あたりの利用者数等で、継続していくかどうかの一定の基準の設定は必要であると考えている。そうして基準以下になった部分については、廃止も含めて、見直しも検討すべきではないかと考えている。また今回の計画策定と合わせ、データ検証等し、教育委員会などと打合せをしながら、将来的な住民バスのあり方を検討していきたい。
議長	現状の利用者数を基にやると、逆方向に行ってしまう可能性もある。というのが、現状のダイヤだとほとんど市民バスとの乗り継ぎがうまくいっていない。病院に行く時に、その市民バスに間に合わない時間帯であったり、帰ってきた時にすでに住民バスがないとか、実質使えない状況に

	なっているので、その状態では利用者は当然伸びない。単に今の利用者数がこれだからということではなくて、使いたいのに使えないということも含めて、どうすればいいかということをご検討いただけるとありがたいと思う。 スクールバスの空き時間利用ではうまくいかないということであれば、デマンド型に切り替えるとか、そういうことも検討していかないといけないのだろうと思う。 デマンドがいいのか、定時定路線の方がいいのかで、それが単にスクールバスの空き時間利用ということではなくて、独自に用意すべきなのかというあたりも含めて検討していかないといけない。
事務局	ご意見を踏まえ、今後検討させていただく。
委員	栗原市でも、スクールバスの一般市民への活用を検討した。1 番の課題が、朝の通学時間帯と通院時間帯の重複。また、一般客と児童と一緒に乗せるということを保護者が敬遠するということもあり、実現には至らなかった。その代わりにデマンドをやり、現在はタクシー助成という流れになっている。デマンドでは一人あたりの経費がかなりの金額になり、それくらいかけるのであれば、タクシー助成をした方がよいのではということから始めた。今は利用者がデマンドの倍以上になっている。利用者が増えて利便性が上がり、費用対効果は良くなっていると考えているが、利用者が増えれば増えただけ費用がかかるということで、財源をどうするか、県や国の事業が活用できないか検討している。
事務局	栗原市の取組も参考にしながら検討していく。
議長	デジタル技術の活用というところでは AI デマンドに取り組んでいるところもあるが、なかなか苦労しているようである。導入費用が高い割にはあまり成果がないというようなこともある。 また、総合計画の第三次を策定中だが、今回の交通計画では第二次計画を挙げている。確かにタイミング的には第二次計画中になるが、三次もにらんでおいた方がよい。 最近、国交省で交通計画を 30 ページくらいにまとめなさいというものが出来たらしいが、そうすると現状分析の部分を圧縮して概要を掲載し、資料編のような形で後につけるのかなという感じがするがそのあたりは。
事務局	アンケート調査や資料などを後ろに持っていき、方針などの重要なところは前段に掲載するなどの検討はしている。国交省などに確認しながら

	最終的な構成を事務局で詰めていく。 第三次計画についても、この計画に盛り込めるのかなど担当と検討し、可能なものは取り入れていくよう調整したい。
議長	この計画の中でも、他の分野と連携してとあるのでそのあたりは逆に積極的に第三次計画に取り入れてもらって連携を深めてほしい。また、図書館との連携を図っていくことも必要かと思うので、よろしくお願いします。 その他いかがか。 (質疑・意見なし)
議長	それではこの方針で進めていただくということで、次回は具体的な施策、数値目標などを協議するという形になる。 協議事項については以上だが、その他委員から何かあるか。 (なし)
議長	事務局の方からは何かあるか。
事務局	「登米市地域公共交通計画（案）に関するご意見」という様式をお配りしている。本日駆け足でご説明した前段の部分を含め、お気づきの点があれば任意の形式でも構わないので、今月中に市民協働課へご提出をお願いしたい。
議長	先ほどは時間のない中発言しにくかったかと思うが、お気づきの点があれば事務局にお伝え願う。 その他特によろしいか。
委員	先ほどの報告（１）になるが、バス停がなく、道路が少しずれただけというのは協議案件になるのか。
委員	道路工事などで元々通っていた道路が一時的に通れなくなったため別のルートを運行し、工事が終わったら元のルートに戻るという場合は路線の変更申請は不要。工事が終わったあとに、恒久的に新しい道路に変更するということが分かった時点で、変更申請をいただく。 今回の案件では、新しい道路ができた時点では恒久的な変更かどうか判断ができなかったため、申請や報告がいただけていなかった。今回遡って整理したときに、新しい道路を継続して使っているということが分か

議長	ったため、改めてお話させていただいた。 道路工事が急遽決まるということもあるので、道路管理者と常に情報共有し、情報があったら事業者へも提供いただければと思う。 最近、あるスーパーで急遽右折が禁止にされポールが立てられた。それに伴い、路線バスも運行経路を変更せざるを得ない事態が発生した。できれば道路工事であったり、商業施設であったり、事前にもう少し綿密な打ち合わせをしてほしい。 その他よろしいか。 (なし)
議長	それでは、事務局にお戻しする
事務局	以上で令和6年度第3回登米市地域公共交通会議を終了する。 (閉会)